

(1) 桑名市就学前施設再編実施計画(案)  
について

# 桑名市就学前施設再編実施計画

(案)

平成25年2月

桑名市

- I 実施計画策定にあたって
- II 就学前教育をめぐる本市の取組と平成24年答申
- III 就学前教育をめぐる国の動き
- IV 現状と課題
  - 1 公立幼稚園について
  - 2 公立保育所について
- V 幼児数の将来推計
- VI 本市における就学前教育の理念
  - 1 本市のめざす就学前教育
  - 2 就学前施設再編のキャッチフレーズとイメージ図
  - 3 「子どもの笑顔と保護者の安心」のために
- VII 実施計画の方向性と内容
  - 1 計画の方向性
  - 2 将来構想
  - 3 平成29年度までの5ヶ年計画
    - (1) 公立幼稚園の再編について
    - (2) 認定こども園の設置について
    - (3) 具体的な配置について
    - (4) 再編に伴う具体的な対応について
      - ①園の選択
      - ②通園方法
      - ③保育時間
      - ④預かり保育
      - ⑤閉園となる幼稚園舎の活用
      - ⑥再編後の園の整備
      - ⑦再編後の園の名称
      - ⑧4歳児定員
    - (5) 年次計画について

- <資料編> 【資料1】 将来構想における公立幼稚園の配置 (イメージ)  
【資料2】 5ヶ年計画における具体的な配置について (11園)  
【資料3①～⑨】 中学校ブロック別再編計画  
【資料4】 11園に再編時の配置・対象児・保育時間等について

## I 実施計画策定にあたって

乳幼児期は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、自主性と社会性を育むための適切な環境の中で教育を行うことが極めて大切である。

しかしながら、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出の拡大等を背景に、子どもと子育て家庭をとりまく社会環境が大きく様変わりする中、公立幼稚園では年々園児数が減少し、休園となる園が出るなど、子どもたちの社会性を育むための望ましい集団の確保が喫緊の課題となっており、早期の対応が求められている。

また、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が重ねられるなど、就学前教育をめぐる国の動向について、幼稚園・保育所・保育園関係者から注目が集まる状況にある。

本実施計画の策定に先立ち、教育長の諮問を受け、学識経験者、地域関係者、公・私立幼稚園・保育所・保育園関係者等による「桑名市就学前施設再編検討委員会」が平成22年9月に設置され、約2年に渡る協議を経て、平成24年8月22日に「桑名市就学前施設の再編に関する答申」が出されている。

答申と時期を同じくして、国においては、認定こども園の拡充を柱とする子ども・子育て関連3法が成立し、市として新たな対応が求められているところでもある。

本実施計画は、先の答申の趣旨を十分踏まえつつ、国の動向も見据えながら、「子どもたちの育ち」を中心において定めるものである。

2/4 パブリックコメントスタート  
3月 実施計画スタート

## Ⅱ 就学前教育をめぐる本市の取組と平成24年答申

平成17年 8月

### 「桑名市就学前教育検討委員会」設置

- ・教育長の諮問を受け、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の就学前教育の方向性」「桑名市就学前教育の充実のための総合的・具体的な展開」の2つの事項について協議開始。

平成18年 12月

### 「桑名市総合計画」策定

- ・平成19年度から28年度までの10年間の計画として策定。
- ・就学前の保育・教育に関する内容として、「就学前教育の充実」と「子育て支援サービスの充実」を掲げる。
- ・「就学前教育の充実」では、「新しい保育・教育ステージの創出」「遊びを中心とした教育過程の創造」「幼児がともに育ちあう環境整備の構想」の3点を明記。
- ・「子育て支援サービスの充実」では、「保育所及び多機能子育て支援施設の整備」「保育サービスの充実」「子育て支援に関する情報提供・相談の充実」の3点を明記。

平成19年 4月

### 「桑名市就学前教育検討委員会」答申

- ・「桑名市における就学前教育の今後のあり方について」を答申。
- ・桑名市における就学前教育の理念と就学前教育の構想を明記。「就学前教育の構想」の中で、「桑名市の就学前施設の適正配置に関する基本構想」「園児数の減少した公立幼稚園の処遇」「カリキュラムの作成」「公立と私立の共存」「職員の交流及び研修」「市民の理解の拡大」の6点について明記。
- ・休園の基準は「概ね10人以下の園児数が複数年継続した場合」と明記する。

平成22年

1月

**「桑名市共通カリキュラム」公表**

- ・乳児期から就学前までの一貫した内容としてカリキュラムを作成。

9月

**「桑名市就学前施設再編検討委員会」設置**

- ・「桑名市就学前教育検討委員会」の答申の具現化をさらに進めるため、教育長の諮問を受け、学識経験者、地域関係者、公・私立幼稚園・保育所・保育園関係者等からなる「桑名市就学前施設再編検討委員会」を設置。
- ・「公立幼稚園の適正配置」「幼保一元化の取り組み」「公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育」「私立と公立の共存」「その他事項」の5つの諮問事項について協議開始。

平成24年 1月

**「桑名市総合計画後期基本計画」策定**

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間の新たなまちづくりの基本となる施策や事業等をまとめる。
- ・「就学前教育の充実」と「子育て支援サービスの充実」を掲げる。
- ・「就学前教育の充実」では、「就学前教育の望ましいあり方について検討」や『「桑名市就学前施設再編検討委員会」の答申をもとに、子どもたちの社会性を育むための望ましい集団の確保をめざし、幼保一元化も含めた就学前施設の適正配置に向けて検討』を明記。
- ・「子育て支援サービスの充実」では、「就学前施設の適正配置に向けて幼保一元化を検討』を明記。

8月

**「桑名市就学前施設再編検討委員会」答申**

- ・全19回の検討委員会の協議を「桑名市就学前施設の再編に関する答申」としてとりまとめる。※答申の概要は次ページに掲載。

8/22

## 「桑名市就学前施設の再編に関する答申」の概要

### 1 公立幼稚園の適正配置について

○現在24園ある公立幼稚園を再編し、5年後の公立幼稚園の目指す姿として、下記の2案を併記することにした。

◎再編後の公立幼稚園の園数を11園とする

◎再編後の公立幼稚園の園数を5園とする

○園の形態・通園学区について

・原則独立園とし、現在5歳児について設定されている通園学区は廃止する。

○通園方法について

・再編後の通園方法は原則保護者送迎とする

### 2 幼保一元化の取組みについて

○国の動向について、十分注視しながら、慎重に検討することが必要である。

○公私にわたって、幼保一元化を含めた研修の機会の充実が必要である。

### 3 公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育について

○公立幼稚園の再編を行うに当たって、理想とする園の規模としては、1学級20人～30人程度、異年齢の連続した保育、各年齢2学級程度が適当である。

○実際の園の規模は、私立と公立の共存、配置のバランス、既存園舎の活用等の観点から、実情に応じた対応が必要である。

### 4 私立と公立の共存について

○多様な形態の就学前施設の中から、保護者が、子どもや家庭の状況に応じて幅広く選択できるような環境づくりを進めていく。

○公費支出などの公私間格差是正をはじめとする就学前教育の振興のための協議の場など必要な方策の構築が望まれる。

### 5 その他事項について

#### (1) 預かり保育について

○実施に当たっては、保護者のニーズや私立保育園・幼稚園の状況を考慮しながら、今後も検討を重ねる課題である。

#### (2) 公私の保護者負担是正について

○削減される経費については、公私の保護者負担の格差是正をはじめとする就学前教育の振興のために充て、かつその仕組みづくりに努められたい。

#### (3) 閉園となった幼稚園の施設の活用について

○当該地域のニーズに即したかたちで有効に活用されたい。

### Ⅲ 就学前教育をめぐる国の動き

平成18年 10月

#### 「認定こども園法」成立

- ・地域の実情や保護者のニーズに適切・柔軟に対応するため、就学前教育の新たな選択肢として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（「認定こども園法」）が成立。

12月

#### 教育基本法改正

- ・幼児期の教育について新たに規定。  
※第十一条「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」

平成20年

3月

#### 幼稚園教育要領改訂（文部科学省）

- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育を充実
- ・幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育を充実
- ・子育て支援と預かり保育を充実

3月

#### 保育所保育指針改訂（厚生労働省）

- ・厚生労働省局長通知から厚生労働省告示へ
- ・教育の内容についても、幼稚園教育要領との整合性を図る

平成21年

3月

#### 「今後の認定こども園制度の在り方について」公表

- ・認定こども園制度の改革の方向や財政支援の充実、二重行政の解消等の課題への対応を盛り込む。

12月

#### 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」閣議決定

- ・幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

平成22年

1月

**「子ども・子育てビジョン」閣議決定**

- ・「チルドレンファースト」の考えが掲げられる。
- ・「すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進める。」

4月

**「子ども・子育て新システム検討会議」設置**

- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。

6月

**「新成長戦略」閣議決定**

- ・「21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の1つに「幼保一体化等」が掲げられる。

平成24年

8月

**「子ども・子育て関連3法」成立**

- ・「子ども・子育て支援法」
- 「認定子ども園法の一部改正」
- 「関係整備法の一部改正」の3法
- ・主なポイントは
  - 「認定こども園制度の改善」
  - 「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設」
  - 「地域の子ども・子育て支援の充実」

## IV 現状と課題

### 1 公立幼稚園について

#### (歴史的経緯)

本市における幼稚園教育は、古くは明治時代にまでさかのぼり、大正8年9月に当時桑名町大字常盤町の篤志家の寄付により桑名幼稚園が設置された。

昭和22年の新教育体制の開始に伴い、昭和23年に6園が設置されている。その後、周辺村との合併や、昭和40年台半ばから50年台半ばにかけての人口の増加や第2次ベビーブーム等の影響による幼児数の増加に伴い、小学校の分離新設に併せて公立幼稚園も開設され、平成7年には旧市の公立幼稚園は19園となった。平成16年には、旧桑名市・多度町・長島町の1市2町の合併があり、現在の24園体制となった。各園で定期的に園開放を実施するなど、未就園児に対する子育て支援も実施している。

#### (旧市の公立幼稚園の特長)

旧市においては、5歳児の1年保育と小学校の6年教育とを合わせた幼小7年教育の考え方のもと、小学生との日常的な交流や分団登園を実施するなど、小学校との併設という特性を生かした特色ある取り組みを行ってきた。また、19園のうち6園では4歳児保育を実施している。

#### (多度地区の公立幼稚園の特長)

多度地区においては、昭和53年に多度幼稚園が設置されている。その後、平成16年の改築の際、多度保育所と園庭を挟んで向き合う形で設置されたことにより、園庭等の施設の共用や園児同士の交流を行っている。また、保育所園児と共に通園バスによる送迎を行っている。多度幼稚園においては、5歳児1年保育を実施している。

#### (長島地区の公立幼稚園の特長)

長島地区においては、昭和35年に長島北部幼稚園が長島北部小学校と併設で設置された後、小学校から独立した形の幼稚園として各小学校区に設置され、現在では3小学校区に4園が設置されている。なお、長島地区の4園については、各園4・5歳児2年保育を実施している。

#### (園児数)

平成24年5月現在で公立幼稚園に通園している園児は、4歳児が195人、5歳児が446人となっている。

(課題)

近年の少子化に加え、社会情勢や保護者の就労状況の変化等により、公立幼稚園において園児数が年々減少している。平成24年5月1日現在で、5歳児の人数が10人に満たない園が4園、10人台の園が6園となるなど、子どもたちの社会性を育むための望ましい集団規模の確保が難しい状況となっている。また、園児数の減少に伴い、24園中2園が休園となっている。【表1】【表2】

市全体では、20年前と比較すると、現在の5歳児の園児数は、当時の約半数程度となっている。【表3】

【表1】公立幼稚園の園児数 (H24.5.1現在)

単位：人

園名	4歳児	5歳児	園名	4歳児	5歳児
日進幼稚園		22	精義幼稚園		9
立教幼稚園	15	11	城東幼稚園		休園
益世幼稚園		13	修徳幼稚園	18	19
大成幼稚園	26	29	桑部幼稚園		12
在良幼稚園	16	29	七和幼稚園		40
深谷幼稚園		22	久米幼稚園		24
城南幼稚園		13	大和幼稚園		休園
大山田東幼稚園		33	大山田北幼稚園	48	24
大山田西幼稚園		32	大山田南幼稚園		14
藤が丘幼稚園	29	22	多度幼稚園		37
長島北部幼稚園	8	9	長島中部幼稚園	16	21
中部第二幼稚園	6	4	伊曾島幼稚園	13	7

【表2】公立幼稚園の休園状況

年度	休園
H20	大和幼稚園
H21	大和幼稚園、精義幼稚園
H22	大和幼稚園
H23	大和幼稚園
H24	大和幼稚園、城東幼稚園

【表3】公立幼稚園の5歳児園児数の推移

年度	H4	H9	H14	H19	H24
園児数(5歳児)	944人	899人	817人	661人	446人

## 2 公立保育所について

### (歴史的経緯)

本市における公立保育所の歴史は、大正13年、大字新町（後に外堀）に桑名愛児園が設立されたのが始まりである。その後、昭和22年に児童福祉法が制定されたのを機に、厚生館保育所が設立され、以降65年の間に旧市には7園の保育所が開設された。平成16年の1市2町の合併により、多度地区の1園、長島地区の1園が加わり、現在の9園になった。また、現在、私立保育園が17園あり、公私立合わせて26園の認可保育所がある。

### (公立保育所の特長)

公立保育所では、休日保育や延長保育を実施するなど、保護者の就労形態に対応した保育時間を設定している。また、平成20年の保育所保育指針改訂により、地域における子育て支援が保育所の役割として更に求められたことを受け、子育て支援センターを拠点にあおぞら出前保育、子育て相談を実施するなど、未就園児の子育て支援にも力を入れている。

### (児童数)

平成24年5月現在で、認可保育所を利用している児童は2,700人で、年齢別にみると、3歳未満児が792人、3歳児が699人、4歳児が684人、5歳児が525人となっている。

そのうち、公立保育所を利用している児童は、3歳未満児が222人、3歳児が161人、4歳児が177人、5歳児が119人となっている。

### (課題)

保育所の利用児童数の推移をみると、平成17年度以降は2,600人前後で推移しており、年齢別では3歳未満児が増加傾向にあり、0～2歳児のニーズの高まりに対しての受け入れ枠が課題になっている。

また、子ども・子育て関連法の成立に伴い、保育所と幼稚園の新しい連携のあり方など、市として新たな対応が求められており、築30年以上経過している施設の老朽化や耐震化への対応と併せて考える必要がある。

## V 幼児数の将来推計

現在の市域でみた本市における人口は、昭和35年の8.8万人から平成24年には14.2万人になり、この50年あまりの間で1.61倍になっている。

この間の推移をみると、毎年着実に増加を続けてきたが、平成21年以降には一時減少に転じるなど、近年はその増加傾向が鈍化してきている。

また、平成20年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「市区町村別将来人口推計」によると、平成37年以降の人口は13万人台となるなど、本市の人口は今後減少傾向にあることが予測されている。

同じく同研究所が公表した5歳階級別データによると、0歳から4歳の合計は、平成27年に5,416人、平成32年に5,058人、平成37年に4,826人、平成42年に4,680人、平成47年には4,453人と予測されている。【表4】

一方、平成24年の0歳から4歳までの合計人数は、実績値で6,381人となっており、先の推計に比べて、減少度合いとしては緩やかなものとなっている。【表5】

このことから、今後の推移についても、推計値よりは緩やかなものになることが考えられる。

【表4】 桑名市の将来人口推計

(単位：人)

桑名市	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
合計	138,963	141,011	141,376	140,462	138,525	135,790	132,366
0～4歳	6,750	6,066	5,416	5,058	4,826	4,680	4,453

国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来人口推計」(平成20年12月公表)

【表5】 平成24年の0から4歳の合計人数 (単位：人)

桑名市	H24 (9月末実績値)
0～4歳	6,381

## VI 本市における就学前教育の理念

### 1 本市のめざす就学前教育

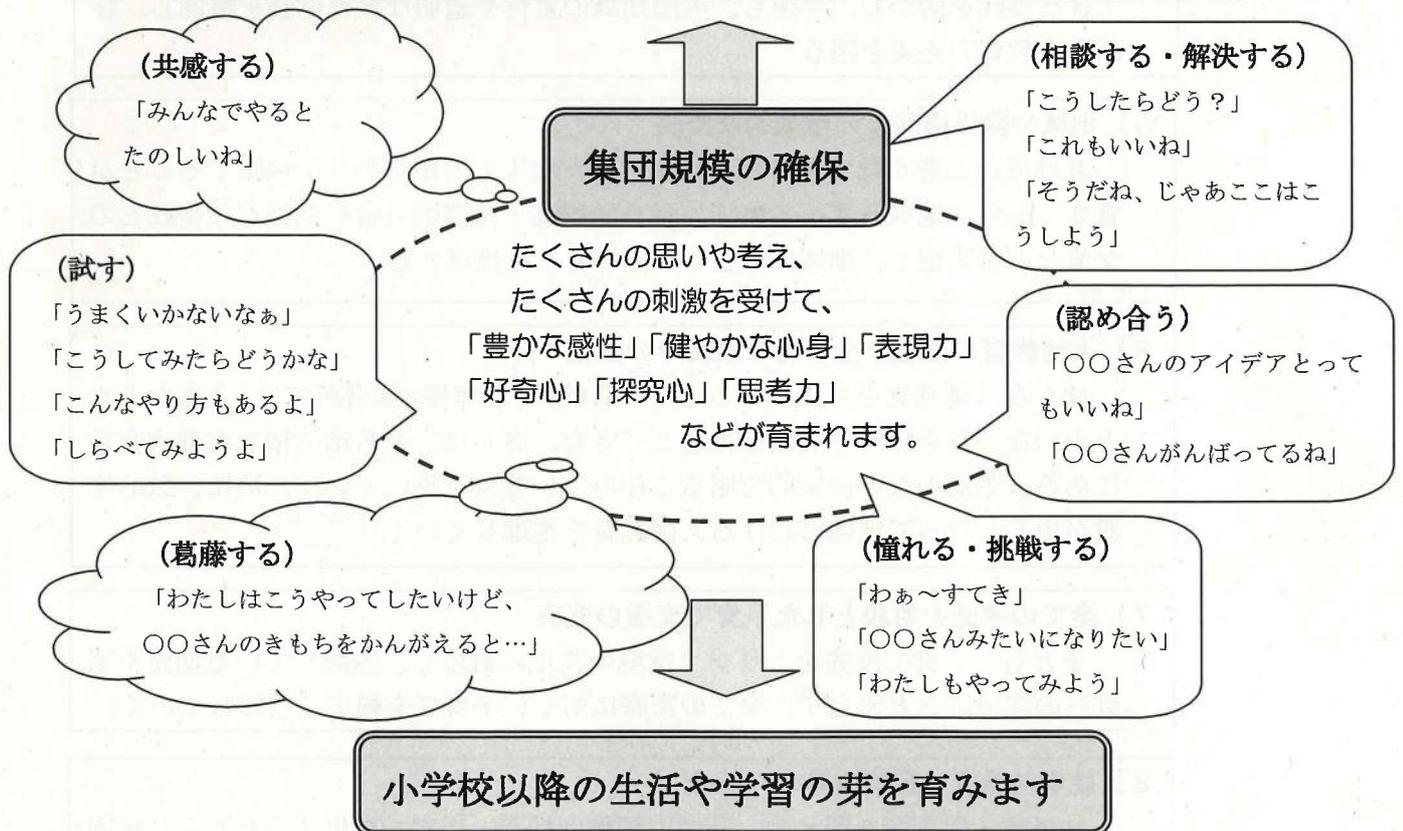
子どもの健やかな育ちを中心におき、幼稚園・保育所・保育園の特性を生かしつつ、次の点を大切にした就学前教育を行います。

- 子どもの笑顔と元気があふれる園づくりをします。
- 遊びを通して学ぶことを大切にし、人としての土台を作ります。
- 保護者と協働して子どもを育てます。
- 一人ひとりに寄り添い、確かな育ちを支えます。

### 2 就学前施設再編のキャッチフレーズとイメージ図

<就学前施設再編のキャッチフレーズ>

#### 子どもの笑顔と保護者の安心



### 3 「子どもの笑顔と保護者の安心」のために

公の施設として、次に掲げる内容を引き続き実施し、さらなる就学前教育の充実に努める。

#### 1) すべての子どもに質の高い幼児教育の提供

全ての子どもが平等、公平に就学前教育を受けることができるよう、教育の機会均等を保障する。

#### 2) 継続的な研究実践にもとづく保育・教育の質の担保

多様な就学前教育のあり方についての実践的な研究を行い、その成果を私立幼稚園・保育園等に還元し、市の幼児教育全体の質的向上を図る。

#### 3) 小学校との連携の充実

幼稚園から小学校への「育ちのリレー」の実績を活かし、今後も小学生と園児の交流、職員同士の交流、情報交流や相互理解など小学校との連携の充実を図る。

#### 4) 特別支援教育の充実

障がいのある子とない子が共に育ちあう教育の充実を願って積み重ねられてきた実践を活かし、今後も、専門知識の習得や適切な教育体制を整備し、特別支援教育の充実を図る。

#### 5) 地域や関係機関との積極的な交流

乳幼児の心豊かな育ちのためには、様々な人とのかかわりを保障することが重要である。地域行事への参加、私立幼稚園・保育園を含めた様々な施設との交流などを実施し、地域に根ざした園づくりを推進する。

#### 6) 人権教育の推進と全市的な取組みの強化

確かな人権感覚を身につけることを目的に、幼稚園・保育所では、多様な人々とのつながりを深める実践を推進してきた。さらに、桑名市人権尊重都市宣言にある、差別のない民主的で明るく住みよい社会を築いていくために、公的施設が中心となって地域における人権教育を推進していく。

#### 7) 全ての家庭を対象とした子育て支援の充実

子どもと子育て家庭をとりまく環境の変化に対応し、通園している幼児や家庭への支援にとどまらず、全ての家庭に対し、子育てを幅広く支援していく。

#### 8) 就学前教育・保育内容の一元化

幼稚園・保育所を問わず、同様に同質の教育・保育を提供するため、幼稚園と保育所がそれぞれに積み重ねてきた機能やノウハウを活かしあって、実践を通して、就学前保育・教育の内容の一元化を図る。

## VII 実施計画の方向性と内容

### 1 計画の方向性

- 学びの連続性を重視した保育を進めます。 【学びの連続性】
  
- 子どもたちの社会性を育むための望ましい集団規模を確保するため、  
現在24園ある公立幼稚園を再編します。 【公立幼稚園の再編】
  
- 幼稚園と保育所がそれぞれの特性を生かしつつ、子どもの発達を踏まえた  
一貫性のある、より質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園を  
設置します。 【認定こども園の設置】
  
- 保護者のニーズや社会情勢等に対応し、公立幼稚園の預かり保育を実施し  
ます。 【預かり保育の実施】
  
- 公私立、幼保を問わず、幅広い選択肢の中からそれぞれの家庭が事情や子  
どもにあった場を選択できるような環境づくりを進めます。 【選択肢の確保】
  
- 計画実現に向けて、中・長期的な視点から段階的に取り組みます。 【将来構想】

### 2 将来構想 【資料1】

近年の園児数の推移を見たとき、今後も少子化傾向が続くことが予想される。そのような中において、子どもたちにとって望ましい集団規模である複数年齢複数クラスを確保することを前提とすると、将来的には公立幼稚園を旧市内に3園、多度・長島に各1園の5園とすることが考えられる。

ただし、第1段階として平成29年度までの5ヶ年計画を設定し、24園ある公立幼稚園を11園に再編することとする。

### 3 平成29年度までの5ヶ年計画 【資料2】

#### (1) 公立幼稚園の再編について

- ・幼小中の育ちの連続性や子どもたちの生活圏域を考慮し、再編の基本単位を中学校ブロックとする。
- ・各ブロックの園数は1～2園とし、市全体では4歳児実施園を中心に11園に再編する。
- ・独立園化を図る。
- ・原則既存施設を活用する。

(2) 認定こども園の設置について

- ・本市におけるこれまでの幼保一元化に係る取り組みをさらに継承・発展させることを目的に、認定こども園を設置する。
- ・設置する地域については、公立幼稚園と公立保育所が近隣に設置されている地域や園舎の建て替えなど、設置条件の整っている地域とする。
- ・認定こども園を進めるに当たり、事務局組織の一本化を図る。
- ・公立幼稚園・保育所の職員が相互理解を深め、共に子どもたちにとってよりよい教育・保育を求める観点に立ちながら、協同で進めていく。そのための手法として、合同研修の充実を図るとともに、交流研修・人事交流を推進する。
- ・国の動向に応じて、必要な対策を講じる。

(3) 具体的な配置について

配置については、以下の観点をもとに総合的に検討を行った。

- 1クラス20人以上の規模が見込めること
- 4歳児保育を実施していること
- 地理的要件
- 就園率
- 公立保育所の設置状況

- ①成徳中学校ブロック・・・深谷幼稚園・大成幼稚園 【資料3の①】
- ②明正中学校ブロック・・・在良幼稚園 【資料3の②】
- ③光風中学校ブロック・・・認定こども園 【資料3の③】
- ④陽和中学校ブロック・・・認定こども園 【資料3の④】
- ⑤正和中学校ブロック・・・七和幼稚園・久米幼稚園 【資料3の⑤】
- ⑥陵成中学校ブロック・・・藤が丘幼稚園 【資料3の⑥】
- ⑦光陵中学校ブロック・・・大山田北幼稚園 【資料3の⑦】
- ⑧多度中学校ブロック・・・認定こども園 【資料3の⑧】
- ⑨長島中学校ブロック・・・認定こども園 【資料3の⑨】

#### (4) 再編に伴う具体的な対応について

##### ①園の選択

5歳児の通園学区は、再編を行ったブロックの園から順次廃止し、小学校の通学区域に関係なく自由に園を選択できることとする。

##### ②通園方法

園児の送迎については、保護者による送迎を原則とするが、通園区域が広範囲となる多度地区や長島地区においては、通園バスによる送迎を実施する。

なお、大山田西幼稚園において実施している通園バスは、光陵中学校ブロックの再編とともに廃止する。

また、分団登園については、実施可能な地区において、引き続き実施するものとする。

##### ③保育時間

再編に伴い、通園距離が延びる園児も出てくることから、登園は8時30分から9時、降園は午後2時とする。

##### ④預かり保育

再編に伴い、子どもたちの健やかな育ちを支えるという趣旨から、子育て支援を目的として、預かり保育を実施する。

対 象：公立幼稚園の在園児のうち希望者

実施日：保育実施日（長期休業中を含む）

時 間：保育時間終了時から午後4時まで

料 金：有料

##### ⑤閉園となる幼稚園舎の活用

再編に伴い、閉園となる幼稚園舎については、放課後児童クラブ（学童クラブ）や未就園児の子育て広場など、当該地域のニーズに則したかたちで有効活用を図ることとする。

##### ⑥再編後の園の整備

再編後、各中学校ブロックの拠点となる公立幼稚園については、必要に応じて施設の増改築や駐車場の整備を行うなど、施設の充実を図る。

##### ⑦再編後の園の名称

再編により近隣園と統合する幼稚園については、各中学校ブロックにおける拠点園になることに鑑み、幼稚園名は改名することとする。

⑧ 4歳児定員

旧市においては、従来どおり4歳6園180人の枠組みで定員を設定する。

(5) 年次計画について

実施年度	再編実施ブロック
平成25年度	地域説明会の開催（平成26年度以降も随時実施）
平成26年度	長島中学校ブロック 多度中学校ブロック 成徳中学校ブロック
平成27年度	明正中学校ブロック
平成28年度	陵成中学校ブロック 光陵中学校ブロック 光風中学校ブロック
平成29年度	陽和中学校ブロック 正和中学校ブロック

## —資料編—

【資料1】 将来構想における公立幼稚園の配置（イメージ）

【資料2】 5ヶ年計画における具体的な配置について（11園）

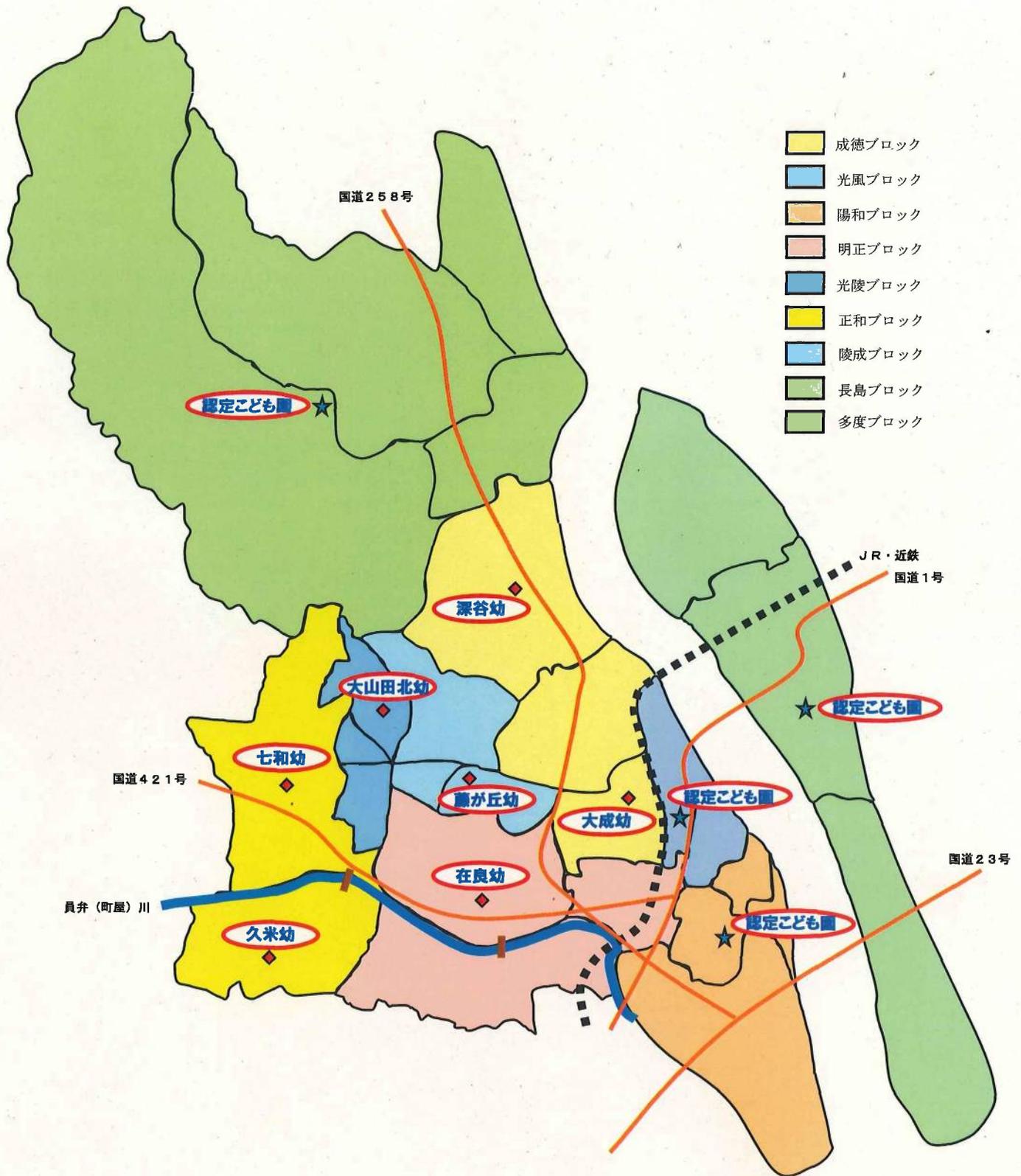
【資料3①～⑨】 中学校ブロック別再編計画

【資料4】 11園に再編時の配置・対象児・保育時間等について

# 将来構想における公立幼稚園の配置 (イメージ)



### 5ヶ年計画における具体的な配置について（11園）



## ①成徳中学校ブロック

### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
大成幼稚園	24	26	14	38	22	24	26	29	15	35
大和幼稚園	休園		休園		休園		休園		休園	
深谷幼稚園		25		21		27		22		22

#### 大和幼稚園対象児童数

H25	H26	H27	H28	H29
19	20	19	27	18



成徳中学校ブロックの公立幼稚園は、大成幼稚園、大和幼稚園、深谷幼稚園の3園がある。

大成幼稚園は、4歳児の過去5年間の平均園児数が21人、5歳児が27人となっている。4歳児は20人を下回る年があるものの、5歳児については例年20人以上の園児が在籍しており、今後も同程度の園児数は見込めるものと考えられる。

大和幼稚園は、平成20年度より休園中であることから、希望者は大成幼稚園へ通園している。今後の対象幼児数は20名程度に留まっている。

深谷幼稚園は、平均園児数が27人で、平均就園率は7割を超えている。また、保育所から幼稚園、小学校へという流れが定着しており、今後も同程度の園児数が見込めるものと考えられる。

#### <再編計画>

成徳中学校ブロックの公立幼稚園は、大成幼稚園と深谷幼稚園の2園とし、大成幼稚園については4・5歳児の2年保育を実施し、深谷幼稚園については5歳児の1年保育とする。

## ②明正中学校ブロック

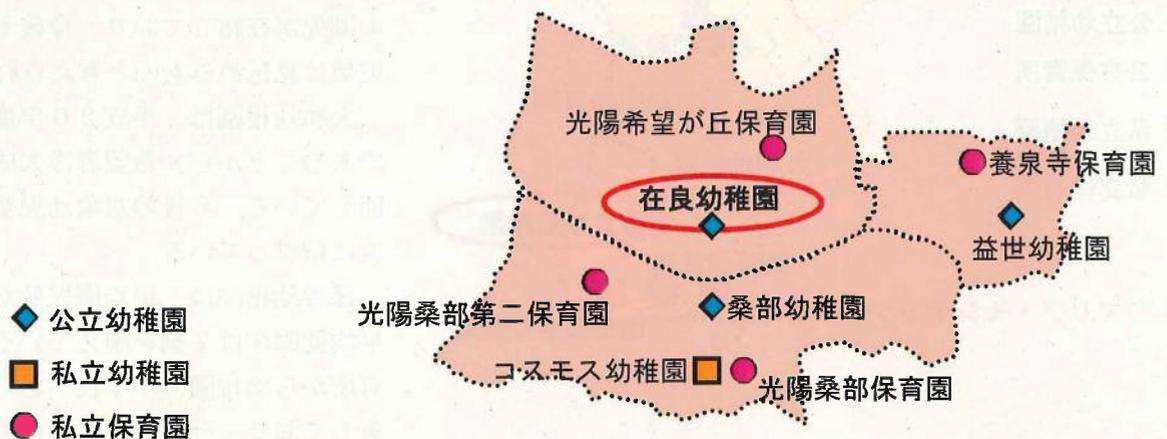
### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
在良幼稚園	26	26	20	26	26	21	16	29	18	13
益世幼稚園		30		18		12		13		16
桑部幼稚園		16		20		12		12		6

明正中学校ブロックの公立幼稚園は、在良幼稚園、益世幼稚園、桑部幼稚園の3園がある。  
 在良幼稚園は、4歳児の過去5年間の平均園児数は23人、5歳児は27人となっている。5歳児については、近年やや減少傾向にある。

益世幼稚園は、平均園児数が19人となるなど、近年の園児数が10人台となっている。就園率も減少傾向が見られ、園児数としては今後も同様の傾向が続くものと考えられる。

桑部幼稚園は、平均園児数は16人である。対象幼児数が減少していることもあり、園児数については今後も減少傾向が続くものと考えられる。



<再編計画>  
 明正中学校ブロックの公立幼稚園は在良幼稚園の1園とし、同園においては4・5歳児の2年保育を実施する。

### ③光風中学校ブロック

#### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
精義幼稚園	休園			20		9		9		7
修徳幼稚園	15	17	21	22	20	20	18	19	12	20

光風中学校ブロックの公立幼稚園は、修徳幼稚園、精義幼稚園の2園がある。

精義幼稚園は、園児数の減少によって、平成21年度は休園となっている。また、平成20年度には6人、23・24年度には9人となるなど、園児数が10人を下回る状況となっている。対象幼児数は今後も30人程度に留まることから、園児数としては今後も同様の傾向が続くものと考えられる。

修徳幼稚園は、4歳児の過去5年間の平均園児数は17人、5歳児は20人となっている。例年、各クラス20人程度の園児が在籍しており、園児数としては今後も同様の傾向が続くものと考えられる。



- ◆ 公立幼稚園
- ✚ 公立保育所
- 私立保育園

#### <再編計画>

光風中学校ブロックの公立幼稚園の再編に伴い、厚生館保育所を中心とした認定こども園を設置する。

## ④陽和中学校ブロック

## 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
立教幼稚園	18	17	18	11	18	18	15	11	24	11
城東幼稚園		14		2		15	休園		休園	
日進幼稚園		18		11		15		22		15
城南幼稚園		23		15		15		13		13

## 城東幼稚園対象児童数

H25	H26	H27	H28	H29
7	13	11	17	11



陽和中学校ブロックの公立幼稚園は、立教幼稚園、城東幼稚園、日進幼稚園、城南幼稚園の4園がある。

立教幼稚園は、4歳児の過去5年間の平均園児数が17人、5歳児が15人となっており、近年の園児数は各年齢とも10人台に留まっている。

城東幼稚園は、平均園児数が12人であり、今後の対象幼児数は10人程度に留まっている。また平成24年度は休園している。

日進幼稚園は、平均園児数が19人となっている。

城南幼稚園は、平均就園率が2割台で市内では低い水準に留まっており、平均園児数は16人となっている。また、近年、園児数は10人台に留まっている。

このように、各園とも、今後も同様の傾向が続くものと考えられる。

## ＜再編計画＞

陽和中学校ブロックの公立幼稚園の再編に伴い、山崎乳児保育所を中心とした認定こども園を設置する。

## ⑤ 正和中学校ブロック

## 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
七和幼稚園		45		48		43		40		36
久米幼稚園		40		24		29		24		14



- ◆ 公立幼稚園
- 私立保育園

正和中学校ブロックの公立幼稚園は、七和幼稚園、久米幼稚園の2園がある。

七和幼稚園は、過去5年間の平均園児数が43人であり、平均就園率も6割近くとなるなど、市内では高い水準となっている。地域的には保育園から幼稚園、小学校へという流れが定着しており、今後も同程度の園児数が見込めるものと考えられる。

久米幼稚園は、平均園児数が30人であるが、近年、園児数は20人台となってきている。園児数としてはやや減少傾向にあると考えられる。

## ＜再編計画＞

正和中学校ブロックの公立幼稚園については、現状どおり七和幼稚園、久米幼稚園の2園とし、両園においては5歳児の1年保育を実施する。

## ⑥陵成中学校ブロック

### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
大山田東幼稚園		39		24		44		33		19
大山田南幼稚園		23		14		16		14		10
藤が丘幼稚園	30	30	22	23	30	24	29	22	20	28

陵成中学校ブロックの公立幼稚園は、大山田東幼稚園、大山田南幼稚園、藤が丘幼稚園の3園がある。

大山田東幼稚園は、校区である陽だまりの丘地区への入居者数の増加もあり、対象幼児数としては例年、100人を超えている。過去5年間の平均園児数は35人となっているが、園児数は減少傾向にある。

大山田南幼稚園は、平均園児数が17人で、近年の園児数は10人台となっており、今後も同様の傾向が続くものと考えられる。

藤が丘幼稚園は、平均園児数は4歳児が27人、5歳児が26人となっており、今後も同程度の園児数で推移するものと考えられる。



#### <再編計画>

陵成中学校ブロックの公立幼稚園については、藤が丘幼稚園の1園とし、同園においては4・5歳児の2年保育を実施する。

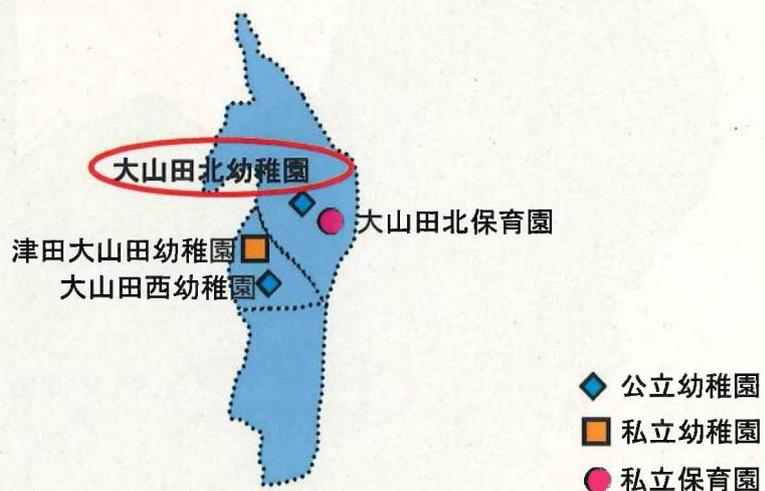
## ⑦光陵中学校ブロック

### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
大山田北幼稚園	27	28	42	15	46	19	48	24	41	26
大山田西幼稚園		35		25		28		32		20

光陵中学校ブロックの公立幼稚園は、大山田北幼稚園、大山田西幼稚園の2園がある。大山田北幼稚園は、4歳児の過去5年間の平均園児数が45人、5歳児が20人となっている。4歳児については、23年度も複数のクラスを設ける状況になっており、園児数は、今後も同程度で推移するものと考えられる。

大山田西幼稚園は、大山田西小学校区と星見ヶ丘小学校区の幼児が通園している。平均園児数は29人であるが、星見ヶ丘小学校区の対象幼児が年々減少していることもあり、園児数としてはやや減少傾向にある。



#### <再編計画>

光陵中学校ブロックの公立幼稚園については、大山田北幼稚園の1園とし、同園においては4・5歳児の2年保育を実施する。

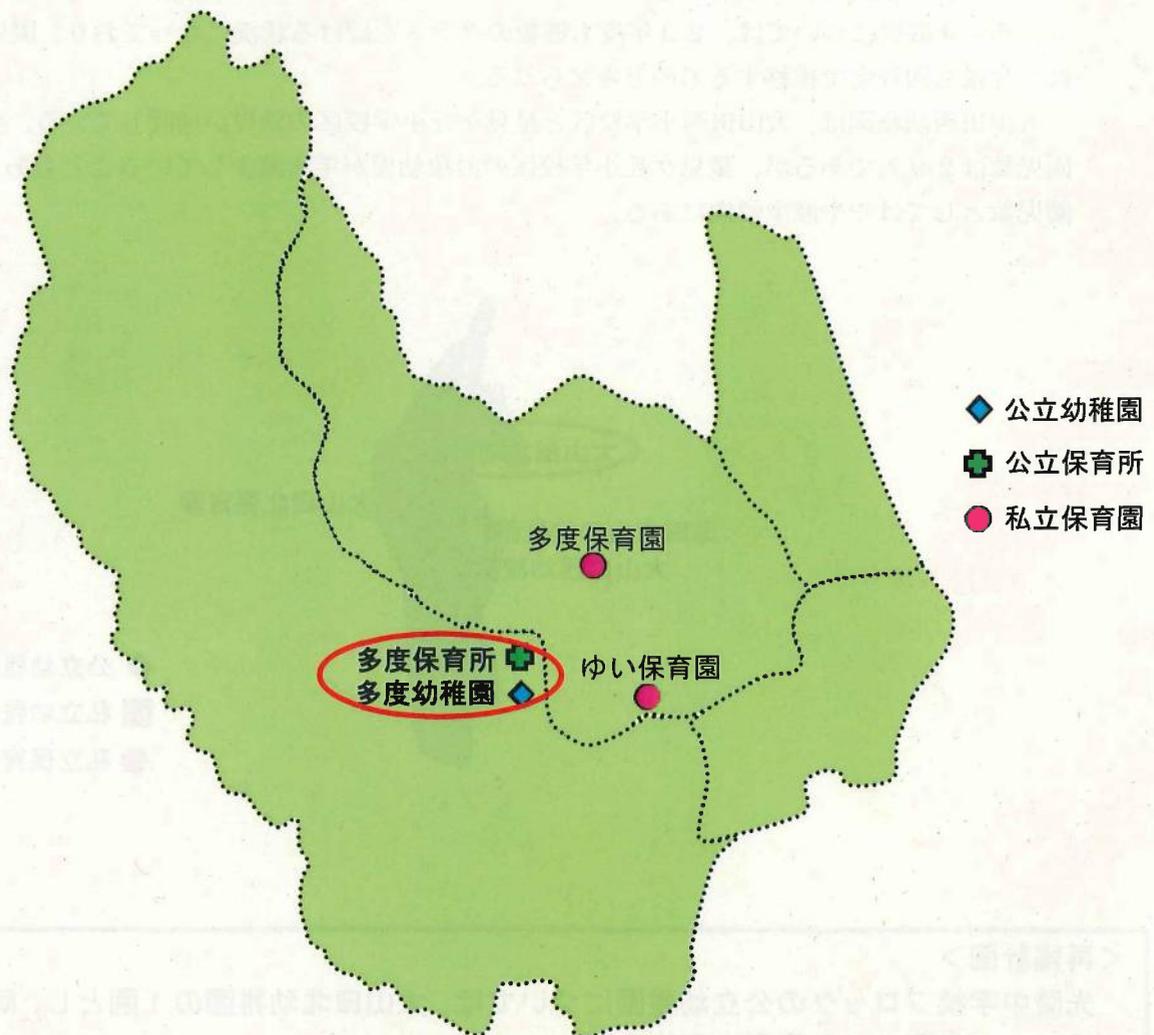
## ⑧多度中学校ブロック

### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
多度幼稚園		57		31		37		37		23

多度中学校ブロックの公立幼稚園は、多度幼稚園の1園である。

多度幼稚園は、過去5年間の平均園児数が39人であるが、近年やや減少傾向にある。



＜再編計画＞  
 多度中学校ブロックの多度幼稚園と多度保育所で認定こども園を設置する。

## ⑨長島中学校ブロック

### 実績園児数(H21～25年度)

	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(予定)	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
長島北部幼稚園	15	10	7	14	9	6	8	9	6	8
長島中部幼稚園	24	32	22	23	20	23	16	21	9	19
中部第二幼稚園	6	13	9	8	6	10	6	4	0	6
伊曾島幼稚園	9	11	13	8	7	14	13	7	6	13

長島中学校ブロックの公立幼稚園は、長島北部幼稚園、長島中部幼稚園、長島中部第二幼稚園、伊曾島幼稚園の4園がある。

長島中学校ブロックの4園では、いずれも4・5歳児2年保育を実施している。

長島北部幼稚園は、過去5年間の平均園児数は、4・5歳児ともに10人である。

長島中部幼稚園については、4歳児の平均園児数が22人、5歳児が26人となっており、近年も20人以上の園児が在籍している。

長島中部第二幼稚園は、4歳児の平均園児数が8人、5歳児が10人である。

伊曾島幼稚園は、4歳児の平均園児数が11人、5歳児が12人である。

今後の園児数は、各園とも小規模な人数で推移するものと考えられる。



- ◆ 公立幼稚園
- 公立保育所
- 私立保育園

#### <再編計画>

長島中学校ブロックの公立幼稚園4園を再編し、中部第二幼稚園と長島中部保育所で認定こども園を設置する。

# 11園に再編時の配置・対象児・保育時間等について

資料4

## ○幼稚園（7園）

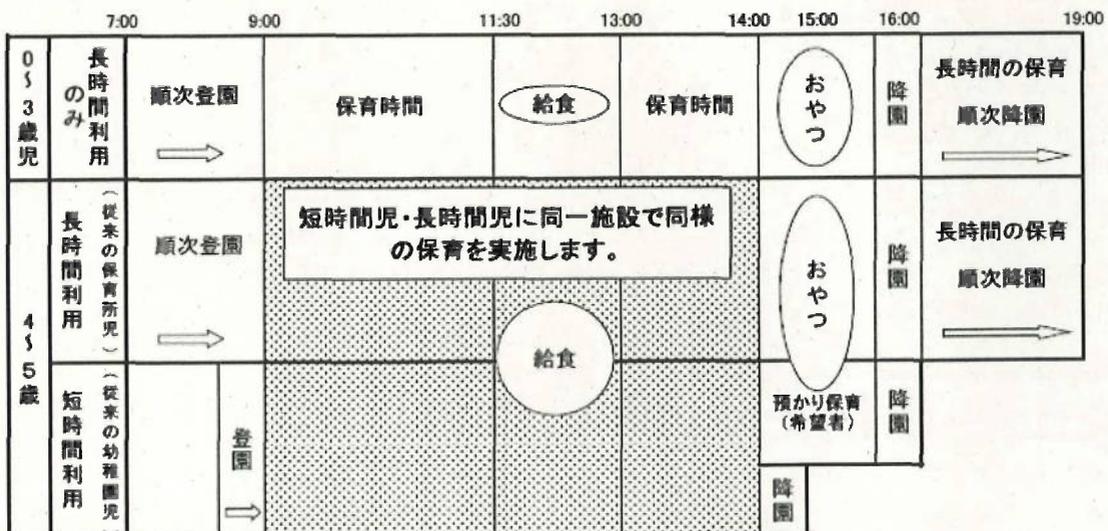
ブロック名	園名 (名称は今後検討)	対象児	保育時間	特記事項
成徳	大成幼稚園	4・5歳児	8:30~14:00	保護者送迎（大成小学校区の5歳児は分団登園可） 預かり保育（希望者）
	深谷幼稚園	5歳児	8:30~14:00	分団登園（深谷小学校区）
明正	在良幼稚園	4・5歳児	8:30~14:00	保護者送迎（在良小学校区の5歳児は分団登園可） 預かり保育（希望者）
正和	七和幼稚園	5歳児	8:30~14:00	分団登園（七和小学校区）
	久米幼稚園	5歳児	8:30~14:00	分団登園（久米小学校区）
陵成	藤が丘幼稚園	4・5歳児	8:30~14:00	保護者送迎（藤が丘小学校区の5歳児は分団登園可） 預かり保育（希望者）
光陵	大山田北幼稚園	4・5歳児	8:30~14:00	保護者送迎（大山田北小学校区の5歳児は分団登園可） 預かり保育（希望者）

## ○認定こども園（4園）

ブロック名	園名 (名称は今後検討)	対象児	保育時間		特記事項
			短時間児 4~5歳児	長時間児 0~5歳児	
光風	厚生館保育所	0~5歳児	8:30~14:00	7:00~19:00	保護者送迎 預かり保育（短時間児の希望者）
陽和	山崎乳児保育所	0~5歳児	8:30~14:00	7:00~19:00	保護者送迎 預かり保育（短時間児の希望者）
多度	多度保育所 多度幼稚園	0~5歳児	8:30~14:00	7:00~19:00	保護者送迎（多度地区でバスによる送迎実施） 預かり保育（短時間児の希望者）
長島	長島中部保育所 長島中部第二幼稚園	0~5歳児	8:30~14:00	7:00~19:00	保護者送迎（長島地区でバスによる送迎実施） 預かり保育（短時間児の希望者）

※長時間児の保育時間は、保護者の勤務時間に応じた時間となります。

### <認定こども園の一日の流れ(イメージ)>



(2) 水道料金・下水道使用料の改定に  
ついて

## 水道料金・下水道使用料の改定について

桑名市上下水道部

## (目次)

	頁
I 上下水道事業の経営課題	1
1 上下水道事業の歴史と新たな時代の到来	1
2 本市の上下水道事業をとりまく3大経営課題	1
II 水道料金の改定について	2
1 水道事業の現状と課題	2
2 経営課題と経営計画	3
3 水道料金の改定の考え方	4
4 料金改定(案)について	5
(資料)	6
III 下水道使用料の改定について	8
1 下水道事業の現状と課題	8
2 経営課題と経営計画	9
3 下水道使用料の改定の考え方	10
4 使用料改定(案)について	11
(資料)	12

## I 上下水道事業の経営課題

### 1 上下水道事業の歴史と新たな時代の到来

当地は山や川など自然に恵まれ、そこから生まれた豊富な水は古くから人々の暮らしや産業を様々な形で支えてきました。しかし、一方で、河川の氾濫や浸水といった自然の脅威は、こうした営みを一瞬にして破壊することもありました。

こうしたことを背景に、水道施設では江戸時代の「町屋御用水」に始まり、明治時代の「諸戸水道」を経て、現在の水道が形成されました。また、下水道では昭和36年から事業着手し、昭和53年からは県の北勢沿岸流域下水道事業に合わせて排水方式を見直すとともに、順次認可区域の拡大を進めてきました。

両事業は、「まちの発展」や「まちづくり」の歴史とともに幾多の変遷を経ながら事業の拡大がなされてきましたが、今日の経済の長期的低迷や少子高齢化の本格的な到来を背景として、これまでの常識や運営モデルが通用しない新たな局面を迎えようとしています。

### 2 本市の上下水道事業をとりまく3大経営課題

#### (1) 水需要の減少

- ・水道事業と下水道事業は、ともに水道における有収水量が事業収入の基礎となり、その増減は事業運営に大きく影響を与えます。近年、その有収水量は、景気低迷や市民生活のエコ志向、節水機器の普及等により年々減少する傾向にあり、それに伴う料金等収入の減少によって経営状況が悪化しています。

#### (2) 災害の備えと老朽化による維持補修費の増大

- ・近年の異常気象や東日本大震災を受け、水道・下水道といった生活インフラに関する災害の備えの重要性が改めて認識され、早期の対応が求められています。また、事業開始期に整備した施設の老朽化が進んでいることから、施設ライフサイクルの面では修繕から改修・更新のステージに移るものが増加しています。

#### (3) 事業経営の健全化

- ・水道では施設等の更新や供給体制の再構築、下水道では継続的な整備推進や老朽化対策など多額の財政支出を伴う課題が控えており、このためには安定的な経営基盤の確立が急務となっています。

グラフ1 水道有収水量と給水人口の推移



## II 水道料金の改定について

### 1 水道事業の現状と課題

#### (1) 水道料金の現状

平成22年度の県調査では、本市の水は県下でもトップレベルの低料金です。(表1)また、10㎡使用時は月額630円で、全国の人口10万以上30万人未満の事業体中4位の安さです。

これも、養老・鈴鹿山系の山の恵み、木曾三川・員弁川・多度川・肱江川の川の恵みにより、安定した水量、水質が保たれ、安全でおいしい水が安く供給できたものと考えられます。

身近で豊富な水源の活用と、ローコストな浄水機能、コンパクトな送配水機能は本市水道事業の強みとなっています。

表1 県下14市の料金ベスト5

(消費税等込)

	都市名	料金
1位	桑名市	1,680円
2位	亀山市	1,970円
3位	熊野市	2,200円
4位	津市	2,289円
5位	四日市市	2,299円

※一般家庭の平均的使用量(20㎡)の月額

出典:三重県「平成22年度三重県の水道概況」

#### (2) 本格的な更新期を迎えた施設等

本市では現在、「桑名市上水道事業基本計画」の策定に向けて検討を進めていますが、その中で次のような課題が見えてきました。

- ①合併により旧3市町の水道事業は、運営面では統合されましたが、施設及び機能の統合(再構築)は未だ研究・検討段階です。集中管理体制や、配水区域の見直しが進めば、運営の効率化や危機管理体制の強化が期待できます。
- ②1970年に建設された上野浄水場をはじめ、施設(井戸、配水場など)の多くは老朽化とともに、耐震性や、洪水時の浸水の危険性などの問題を抱えています。東日本大震災の教訓を受け、本市にも災害に強い水道が求められています。
- ③配水管の約15%が40年以上も使用されています。長年の使用に耐えるとはいえ、漏水事故等を未然に防ぐためには、適正な時期に布設替を行わなければなりません。



写真1 約70年使用された配水管の切断面  
※管内壁の付着物は、水に含まれる鉱物等



写真2 市内で発生した漏水事故  
※H17年6月 藤が丘地内

## 2 経営課題と経営計画

### (1) 経営指標にみる水道事業の現状

水1m<sup>3</sup>を売って得る収益（供給単価）、水1m<sup>3</sup>を作り供給するのにかかる費用（給水原価）ともに、本市は県下14市中最も低料金で、全国平均と比較するとさらに差が開く状況にあります。（表2）

しかし、有収水量は減少を続けており、給水原価は費用の削減で上昇を抑えていますが供給単価は給水収益の減少に伴い低下が進んでおり、コストが収益を上回る状況が継続しています。

表2 本市と全国平均の比較

区分	平成23年度	全国平均 (平成22年度)
供給単価(円)	104.9	161.1
給水原価(円)	112.3	159.6
料金回収率(%)	93.5	100.9

※全国平均: 類型平均

出展: 総務省「平成22年度水道事業経営指標」

### (2) 赤字経営の現状

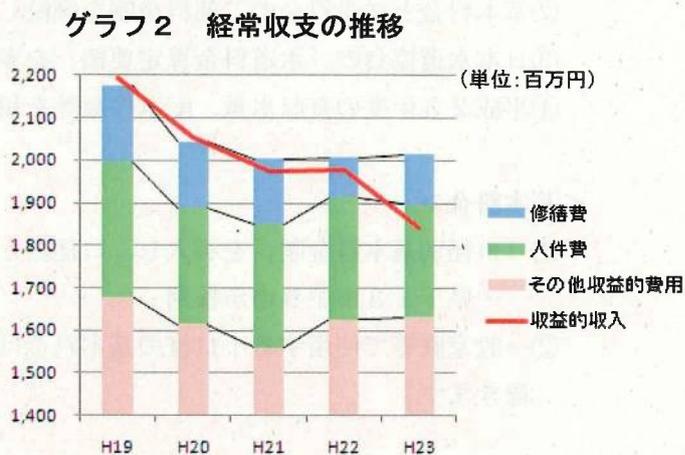
平成20年度までは黒字決算を続けてきましたが、大口需要家の利用減少等により、平成21年度以降は3年連続で経常赤字を計上しています。

近年、人件費、修繕費をはじめとする費用の削減にも取り組んできましたが、減収の度合いがこれを上回る状況にあります。

（グラフ2）。

老朽化した設備においては、新しいものへと交換せずに繰り返し修理して使用するなど、最低限の機能保持に留めています。こうした設備も今後は本格的な修繕や更新が避けられず、費用が一層嵩むことが見込まれます。

赤字経営の長期化は、このような施設の維持や更新費用の財源不足につながることから、早期の解消が必要となっています。

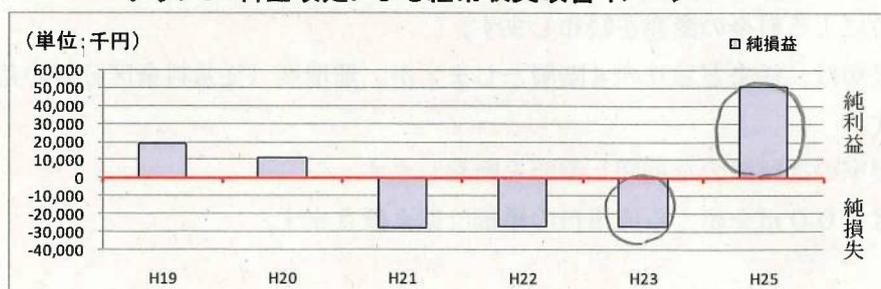


### (3) 経営計画と料金改定

「桑名市上下水道事業経営計画」（平成24年3月策定）では、経営改善と安定的な経営基盤の確立を図るために平成25年度に料金改定（5.5%の引き上げ）を実施することとしています。

今後の水需要の減少に配慮しつつ、単年度収支の改善と経営赤字の解消を目指します。

グラフ3 料金改定による経常収支改善イメージ



### 3 水道料金の改定の考え方

平成25年度に実施する料金改定については、平均改定率5.5%の引き上げとし、その考え方は次のとおりです。

#### <基本的な考え方>

- ①需要実態に合わせた負担の公平性を図ります。
- ②原価主義の原則に基づき事業経費を適切に確保します。
- ③社会経済情勢に配慮します。

#### <算定根拠等>

- ①料金の算定期間は4年間とします。
- ②基本料金と従量料金の二部料金制を継続します。
- ③日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考にして算定します。
- ④平成23年度の有収水量、配水件数等を積算基礎とします。

#### <基本料金>

- ①「口径別基本料金制」を導入し、口径ごとに給水原価を賦課します。(図1)
  - ・県下13市中9市が採用
- ②一般家庭等で使用する小口径の基本料金は630円(1カ月、消費税等込)のまま据え置きます。

図1 口径別基本料金制の賦課構造



#### <従量料金>

- ①高齢者世帯等の小口需要家に配慮します。
  - ・従来どおり1カ月10m<sup>3</sup>までの使用料を基本水量とし、基本料金に付与します。
- ②水量区分による料金の激変を緩和します。
  - ・料金階層は、従来どおりの4階層としますが、逡増度(従量料金区分毎の差)は緩和します。
- ③大口需要家の需要減少を抑制し需要を喚起します。
  - ・1カ月100m<sup>3</sup>を超える使用料の単価は据え置きます。

#### 4 料金改定（案）について

##### (1) 現行料金と改定案の比較

基本料金（1カ月あたり）と従量料金（1㎡あたり）は次のとおりです。

##### ①専用及び共用給水装置

(消費税等込)

##### 一般用

###### (基本料金)

現行	改定案	
630円	口径	料金
	13mm	630円
	20mm	630円
	25mm	840円
	30mm	1,260円
	40mm	2,310円
	50mm	5,250円
	75mm	17,325円
	100mm	40,950円
	150mm	63,000円
200mm	115,500円	

###### (従量料金)

水量区分	現行	改定案
10㎡まで	—	—
10㎡を超え20㎡まで	105円	113.4円
20㎡を超え40㎡まで	131.25円	138.6円
40㎡を超え100㎡まで	145.95円	148.05円
100㎡を超えるもの	153.3円	153.3円

##### 湯屋営業用

###### (基本料金)

現行	改定案
2,940円	3,255円

###### (従量料金)

水量区分	現行	改定案
100㎡まで	—	—
100㎡を超えるもの	60.9円	64.05円

##### 学校プール用

###### (基本料金)

現行	改定案
2,940円	3,150円

###### (従量料金)

水量区分	現行	改定案
100㎡まで	—	—
100㎡を超えるもの	79.8円	84円

##### 臨時用その他

###### (基本料金)

現行	改定案
4,200円	4,410円

###### (従量料金)

水量区分	現行	改定案
20㎡まで	—	—
20㎡を超えるもの	351.75円	375.9円

##### ②私設消火栓（無計量制）

(消費税等込)

##### 火災以外の場合に使用するもの

###### (基本料金)

現行	改定案
210円	221.55円

※使用時間 毎10分まで

(資料)

1 料金改定後の試算例

(1) 一般的な家庭 (口径13mm又は20mm) の2カ月分の料金 (消費税等込)

使用水量	現行	改定案	差額	引上率
20m <sup>3</sup>	1,260円	1,260円	0円	0.0%
30m <sup>3</sup>	2,310円	2,394円	84円	3.6%
40m <sup>3</sup>	3,360円	3,528円	168円	5.0%
50m <sup>3</sup>	4,672円	4,914円	242円	5.2%
60m <sup>3</sup>	5,985円	6,300円	315円	5.3%
70m <sup>3</sup>	7,297円	7,686円	389円	5.3%
80m <sup>3</sup>	8,610円	9,072円	462円	5.4%
90m <sup>3</sup>	10,069円	10,552円	483円	4.8%

(2) 計算例

2カ月間に口径20mmのご家庭で50m<sup>3</sup>の水を使用した時

※2カ月とは、料金の支払い単位です。

基本料金

$$630円 \times 2カ月 = 1,260円$$

従量料金

使用水量×単価

①～20m<sup>3</sup>分・・・ 0円×20m<sup>3</sup>= 0円

②21m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup>分・・・113.4円×20m<sup>3</sup>=2,268円

③41m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup>分・・・138.6円×10m<sup>3</sup>=1,386円

合計 (①+②+③) = 3,654円

お支払いただく水道料金

基本料金1,260円+従量料金3,654円=4,914円

※合計額に1円未満の端数が生じた時は、切り捨てます。



合計 4,914円

2 水道料金体系における県内各市との比較

○基本料金

(1カ月、消費税等込、単位：円)

口径	桑名市		いなべ市	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	伊勢市	松阪市	鳥羽市	志摩市	名張市	伊賀市	尾鷲市	熊野市
	現行	改定案													
基本水量	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	-	5m <sup>2</sup>	-	10m <sup>2</sup>	-	5m <sup>2</sup>	-	10m <sup>3</sup>	8m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>	-	10m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
13mm		630		903	577.5	1,050	504	903	420	1,512			630	1,155	
20mm		630		1,428	945	1,249	997	1,039.5	840	2,142			945	1,354.5	
25mm		840		1,837	1,155	1,627	1,638	1,228.5	1,470	3,507			2,100	2,551.5	
30mm		1,260		-	-	2,436	3,150	3,517.5	2,289	-			3,150	3,885	
40mm		2,310		4,819.5	5,460	4,714	5,880	5,145	4,725	16,737			5,250	8,389.5	
50mm		5,250		9,639	9,975	7,854	9,240	11,277	7,875	27,657			8,400	18,448.5	
75mm		17,325		22,680	19,845	10,710	20,790	21,336	20,685	55,020			21,000	34,608	
100mm		40,950		42,840	38,850	18,217	43,995	42,000	40,950	82,635			42,000	67,504.5	
150mm		63,000		105,945	75,600	41,475	107,100	83,905.5	89,250	138,600			105,000	144,522	
200mm		115,500		-	141,750	70,350	190,155	-	-	-			189,000	292,530	

○従量料金

使用水量	桑名市		いなべ市	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	伊勢市	松阪市	鳥羽市		志摩市	名張市	伊賀市	尾鷲市	熊野市
	現行	改定案								13・20mm	25mm~					
~10m <sup>3</sup>	-	-	31.5	21	63	-	63	68.25	84	-	178.5	220	-	84	-	-
~20m <sup>3</sup>	105	113.4		129.15	115.5	92	115.5	138.6	173.25	178.5		231	120.75	189	178.5	115.5
~30m <sup>3</sup>			157.5	159.6	157.5	94	194.25	155.4	183.75		236.25	241.5		252	189	126
~40m <sup>3</sup>	131.25	138.6				96	210			236.25		262.5	152.25			
~50m <sup>3</sup>			168	221.55	178.5		220.5	213.15		210				252		
~60m <sup>3</sup>															199.5	
~70m <sup>3</sup>	145.95	148.05		282.45	199.5	117		252		220.5		273				
~80m <sup>3</sup>										304.5		304.5	273			
~90m <sup>3</sup>															225.75	
~100m <sup>3</sup>							236.25									136.5
~110m <sup>3</sup>			199.5			143			232.05			283.5	178.5			
~150m <sup>3</sup>																
~200m <sup>3</sup>								269.85	242.55	383.25		294		283.5	231	
~300m <sup>3</sup>	153.3	153.3		345.45	215.25											
~310m <sup>3</sup>																
~500m <sup>3</sup>						147	241.5		252	435.75		315			236.25	
~1000m <sup>3</sup>								277.2								
1001m <sup>3</sup> ~														294		

### Ⅲ 下水道使用料の改定について

#### 1 下水道事業の現状と課題

##### (1) 下水道普及率と事業の現況

本市下水道普及率（人口ベース）は平成23年度に73.4%となり、全国平均をわずかに下回るまで進んできました。

一方で、普及率が示すように、本市は事業開始から40年余経ちますが今なお拡張期にあります。また、東日本大震災を受け、東海地方で想定される東南海地震等巨大地震に対応した耐震化の推進や防災対策などの事業ニーズは今後も増加が見込まれます。

表1 普及率の比較

	平成23年度	全国平均 (平成22年度)
普及率(人口)(%)	73.4	74.4

##### (2) 拡張と維持・更新が混在する時代の到来

下水道管の法定耐用年数は50年とされていますが、路上の振動による摩擦、汚水に混ざる化学物質による腐食、亀裂から侵入した樹木の根等といった要因から耐用年数を経ないまま性能が劣化し、損傷する場合があります。

国の調査では布設後30年を経過すると、劣化、老朽化により道路陥没といった深刻な事態を引き起こす可能性が高くなるとの報告もあり、管路の維持管理対策が全国的にも急務となっています。

本市の下水道管路も、事業の長期化の中で同時進行的に老朽化が進んでおり、拡張を中心とした資源配分から維持管理・更新を併せたものへと変化が必要となっています。

平成22年11月に実施した下水道管内老朽度診断調査で撮影した写真



写真1 クラック(ひび割れ部分)から生え出した木根

木根を取り除き、クラックを補強するか、下水道管の取替が必要となります。

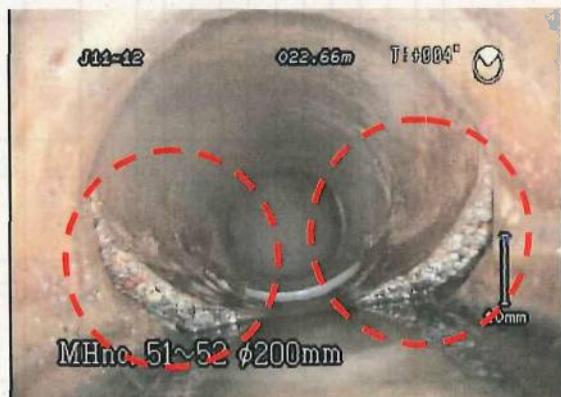


写真2 法面が破損している下水道管

下水道管の強度がないため、取替が必要となります。

## 2 経営課題と経営計画

### (1) 経営指標にみる下水道事業の現状

1 m<sup>3</sup>の汚水を処理する経費（汚水処理原価）は、平成23年度は174.9円で、使用者の皆さんからいただく1 m<sup>3</sup>あたりの使用料（使用料単価）は145.4円となっており、汚水処理費を使用料でまかなえない状況となっています。（表2）

このため、営業費用の削減に努めていますが（グラフ1）が、それでも足りない分は、一般会計からの繰入金で補っています。

### (2) 一般会計繰入金と赤字経営

本市の下水道事業は、収入の約半分が一般会計からの繰入金です。この内、総務省の基準に基づいて繰り入れたものを除き、平成22年度において324,881千円（収益的収入の9.8%）、平成23年度においては288,531千円（同8.8%）を赤字補てんで繰り入れており、一般会計の財政悪化を招く一因となっています。（グラフ2）

また、企業会計化により事業収支が明らかとなり、平成22年度に153,681千円、平成23年度には57,294千円の純損失を計上したほか、累積赤字は、210,975千円となり、事業拡張や施設等の維持保全に必要な財源を圧迫しています。

### (3) 経営計画と使用料改定

桑名市上下水道事業経営計画では、平成25年度に使用料改定（13%の引き上げ）の実施を計画しています。これにより、単年度の収支改善を果たすとともに、一般会計繰入金を削減

して、平成28年度には単年度収支の黒字化を図ります。次に、平成29年度（12%の引き上げ）の使用料改定によって、平成28年度累積赤字見込み596,473千円の削減に着手することとしています。

表2 本市と全国平均の比較

区分	平成23年度	全国平均 (平成22年度)
使用料単価(円)	145.4	168.4
汚水処理原価(円)	174.9	183.8
経費回収率(%)	83.2	91.6

※全国平均：類型平均

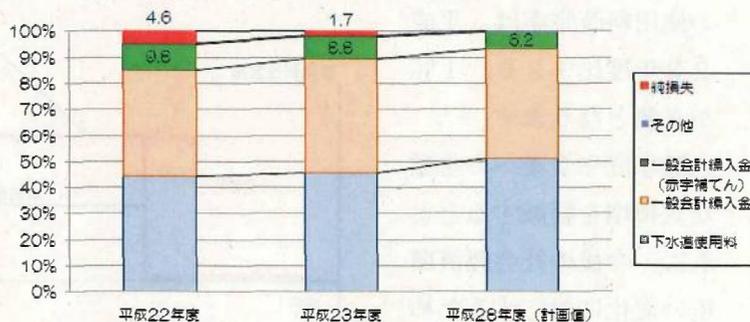
出展：総務省「平成22年度下水道事業経営指標」

グラフ1 営業費用の推移



※企業会計後の営業費用は、減価償却費、資産減耗費、退職給与金を除く。

グラフ2 総費用の財源割合



### 3 下水道使用料の改定の考え方

平成25年度に実施する使用料改定については、平均改定率12.9%の引き上げとし、その考え方は次のとおりです。

#### <基本的な考え方>

- ①負担の公平性を図ります。
- ②費用負担は「雨水公費、汚水私費の原則」を基本として、汚水処理原価を賦課します。
- ③事業拡張期にあることから、汚水処理量と連動する逓増型の使用料体系を継続します。

#### <算定根拠等>

- ①使用料の算定期間を4年間とします。
- ②基本使用料と従量使用料の二部使用料制を継続します。
- ③日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考にして算定します。
- ④平成23年度の有収水量、配水件数等を積算基礎とします。
- ⑤使用料改定は、平成25年度と平成29年度の2段階で実施します。

#### <基本使用料>

- ①現状の945円(1カ月、消費税等込)のまま据え置きます。

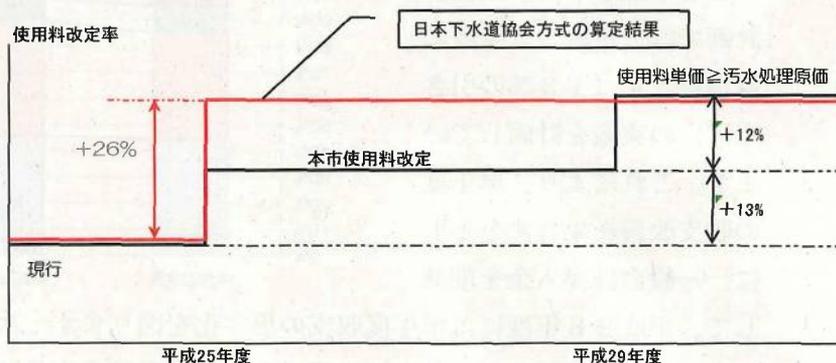
#### <従量使用料>

- ①負担の公平性を図ります。
  - ・料金階層を細分化して、設備投資及び長寿命化対策、処理費用を配分します。
- ②高齢者世帯等の小口使用者に配慮します。
  - ・1カ月あたり10<sup>m</sup>までの使用料単価は据え置きます。

#### <2段階の使用料改定について>

- ・日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき算定した場合、経費回収率100%を達成するための使用料改定率は、平成23年度比+26.1%が必要となります。

表3 使用料改定の実施時期と改定率



- ・一般家庭や企業への急激な負担増を軽減するとともに、今後の社会経済環境の変化に対応するため、平成25年度+13%、平成29年度+12%の

2段階で使用料を引き上げ、経費回収率100%を目指します。

#### 4 使用料改定（案）について

##### (1) 現行使用料と改定案の比較

基本使用料（1カ月あたり）と従量使用料（1㎡あたり）は次のとおりです。

（消費税等込）

##### 一般汚水

（基本使用料）

現行	改定案
945.00円	945.00円

（従量使用料）

水量区分	現行	改定案
1㎡～10㎡まで	21.00円	21.00円
10㎡を超え20㎡まで	134.40円	159.60円
20㎡を超え30㎡まで		170.10円
30㎡を超え50㎡まで	205.80円	232.05円
50㎡を超え100㎡まで		242.55円
100㎡を超え200㎡まで	249.90円	282.45円
200㎡を超え500㎡まで		291.90円
500㎡を超え1000㎡まで	276.15円	311.85円
1000㎡を超えるとき	302.40円	341.25円

##### 公衆浴場汚水

（従量使用料）

水量区分	現行	改定案
1㎡につき	24.15円	27.30円

##### 学校プール汚水

（従量使用料）

水量区分	現行	改定案
1㎡につき	107.10円	120.75円

(資料)

1 使用料改定後の試算例

(1) 一般的な家庭の2カ月分の使用料(消費税等込)

使用水量	現行	改定案	差額	引上げ率
10m <sup>3</sup>	2,100円	2,100円	0円	0.0%
20m <sup>3</sup>	2,310円	2,310円	0円	0.0%
30m <sup>3</sup>	3,654円	3,906円	252円	6.9%
40m <sup>3</sup>	4,998円	5,502円	504円	10.1%
50m <sup>3</sup>	6,342円	7,203円	861円	13.6%
60m <sup>3</sup>	7,686円	8,904円	1,218円	15.8%
70m <sup>3</sup>	9,744円	11,224円	1,480円	15.2%
80m <sup>3</sup>	11,802円	13,545円	1,743円	14.8%
90m <sup>3</sup>	13,860円	15,865円	2,005円	14.5%

(2) 計算例

2カ月間にご家庭で50m<sup>3</sup>の水を使用した時

※2カ月とは、使用料の支払い単位です。

基本使用料

$$945円 \times 2カ月 = 1,890円$$

従量使用料

使用水量×単価

①～20m<sup>3</sup>分・・・ 21.00円×20m<sup>3</sup>= 420円

②21m<sup>3</sup>～40m<sup>3</sup>分・・・ 159.60円×20m<sup>3</sup>= 3,192円

③41m<sup>3</sup>～50m<sup>3</sup>分・・・ 170.10円×10m<sup>3</sup>= 1,701円

合計(①+②+③) = 5,313円

お支払していただく下水道使用料

基本使用料1,890円+従量使用料5,313円=7,203円

※合計額に1円未満の端数が生じた時は、切り捨てます。



合計 7,203円

2 下水道使用料体系における県内各市との比較

○基本使用料

(1カ月、消費税等込、単位：円)

	桑名市		いなべ市	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	伊勢市	松阪市	鳥羽市	志摩市	名張市	伊賀市
	現行	改定案											
基本水量	-	-	10m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	-	10m <sup>3</sup>	-	10m <sup>3</sup>	-	10m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
基本使用料	945.00	945.00	787.50	472.50	787.50	945.00	630.00	1,050.00	661.50	1,050.00	1,344.00	1,575.00	840.00

○従量使用料

使用水量	桑名市		いなべ市	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	伊勢市	松阪市	鳥羽市	志摩市	名張市	伊賀市					
	現行	改定案																
1~5m <sup>3</sup>				-														
6~8m <sup>3</sup>	21.00	21.00	-	136.50	57.75	-	5.25	-	36.75	-	-	-	-					
9~10m <sup>3</sup>																		
11~20m <sup>3</sup>	134.40	159.60	105.00	136.50	105.00	141.00	120.75	136.50	194.25	105.00	231.00	162.00	168.00					
21~30m <sup>3</sup>		170.10						136.50	157.00					215.25		241.50	178.00	
31~40m <sup>3</sup>	205.80	232.05	120.75	220.50	168.00	178.00	152.25	189.00	241.50	136.50	262.50	199.00	231.00					
41~50m <sup>3</sup>																		
51~60m <sup>3</sup>			242.55		136.50		199.50	204.00	183.75	220.50		178.50		273.00	225.00			
61~100m <sup>3</sup>										273.00								
101~200m <sup>3</sup>	249.90	282.45	152.25	315.00	241.50	236.00	225.75	257.25	304.50	231.00	283.50	246.00	231.00					
201~250m <sup>3</sup>																		
251~300m <sup>3</sup>			291.90						168.00								273.00	294.00
301~500m <sup>3</sup>																		
501~1,000m <sup>3</sup>	276.15	311.85			283.50				336.00	304.50	315.00	246.00						
1001~1,250m <sup>3</sup>	302.40	341.25	183.75	357.00	299.25	267.00	262.50	294.00										
1,251~3,000m <sup>3</sup>																	278.25	
3,001m <sup>3</sup> ~																		